

空き家物件 登録募集中

売りたい
貸したい



南関町空き家バンク制度の活用を!

南関町では、平成23年度から空き家等の解消と有効活用を目的とした「空き家バンク制度」に取り組んでいます。この制度は、町内の売買・賃貸ができる空き家等の情報を集め、南関町への移住を希望している人等へ情報提供(町ホームページ等で公開)するものです。

町内に空き家、空き地(宅地)、空き店舗をお持ちで、「貸してもよい」または「売ってもよい」という人は、ぜひご連絡ください。

空き家バンク物件登録(登録料無料)

【必要書類】 空き家等登録申込書、同意書(共同名義の場合)、物件状況確認書、不動産全部事項証明書及び公図(土地・建物)
※様式は町ホームページからダウンロードできます。

これまでの実績

(令和2年10月末現在)

登録物件 68件
物件内覧者 184組
売却成立 12件
賃貸成立 20件



資産の維持

家は住まなくなると、あっという間に老朽化が進みます。家屋の維持のためにも、入居者に管理をしてもらうという気持ちで貸し出してみてもいかがでしょうか?

また、家賃収入を固定資産税の支出などに充てるといった考え方もできます。

地域の活性化に貢献

地域に空き家が多くなると、防犯・防災上の問題や集落の景観悪化等さまざまな問題が心配されます。人が移り住むことで、地域の安全、活性化につながります。

問 まちづくり課 まちづくり推進係 ☎57-8501

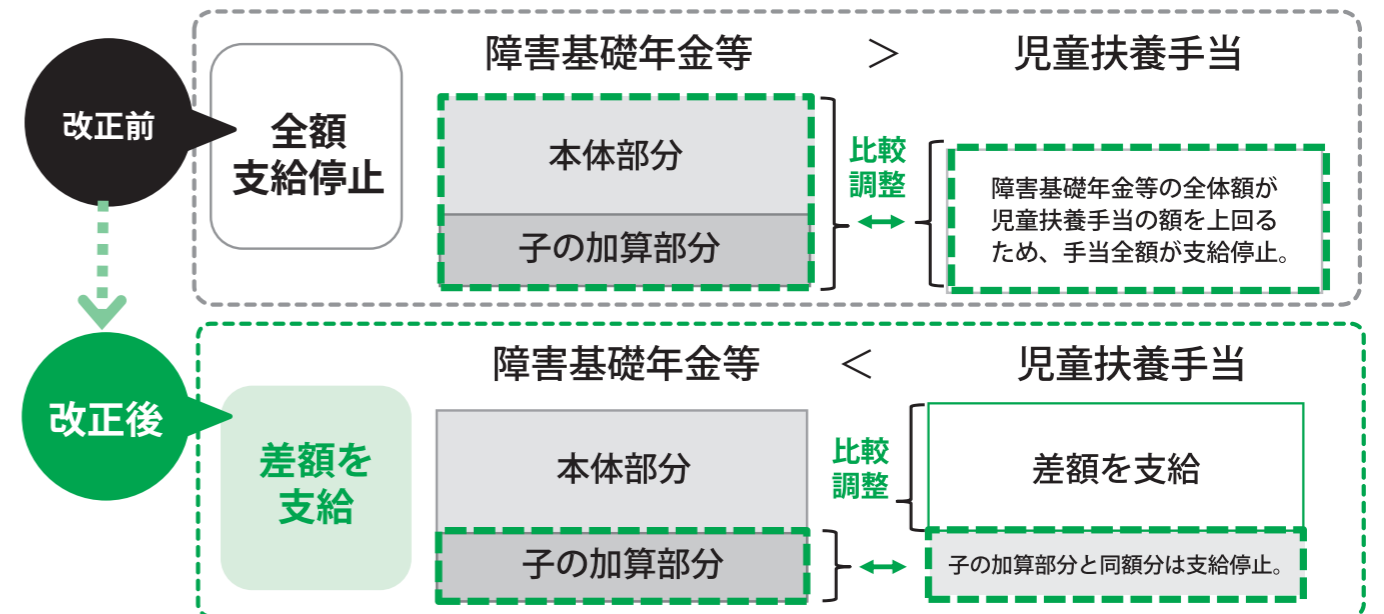
障害基礎年金等を受給しているひとり親のご家庭の人へ 「児童扶養手当」が変わります

令和3年3月分(令和3年5月支払い)から
手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

1. 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

▶これまで、障害基礎年金等(※1)を受給している人は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、**児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。**

(※1) 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。
詳しくは、お問い合わせください。



▶なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している人(障害基礎年金等は受給していない方)(※2)は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

(※2) 遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金(3級)のみを受給している人。

問 福祉課 子育て支援係 ☎57-8503

がんサロン “なんかんとっば会”

がんに関する悩みや不安について話し合う交流会を、経験者を交えて開催します。

- とき 1月24日(日) 午後1時30分から3時まで
- ところ 南関町交流センター
- 対象 現在がん治療中の人およびその家族、がん経験者
- 参加費 無料



問 保健センター ☎53-3298 がんサロン代表: 鶴智二郎